

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260302中第3号
令和8年3月3日

全国商工会連合会
森 義久 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

令和7年度「自殺対策強化月間」における取組の要請

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において、3月の1ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

このため、令和7年度の自殺対策強化月間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺対策強化月間」を迎えるに当たって、以下の点について、御協力をお願いいたします。

1. 「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知

本年度の「自殺対策強化月間」（別添1）及び各種相談窓口（別添2）について、貴団体から幅広い周知をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び関係団体や企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について周知がなされるよう、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

2. 中小企業者の相談等に対してのきめ細かい対応

中小企業者の相談等に応じる際には、その直接の内容だけではなく、その原因にも目を向けて、必要に応じて、他の中小企業支援機関等と連携を図るなど、より一層きめ細かく御対応いただけるよう、貴団体から御指導をお願いいたします。